

教育福祉常任委員会議記録

1. 期 日 平成 27 年 9 月 7 日(月) 開会 11 時 42 分
閉会 13 時 50 分
2. 場 所 第 1 委員会室
3. 付議事件
- ①二宮町ウッドチップセンター設置条例の制定について
(町長提出議案第 42 号)
 - ②二宮町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の制定について
(町長提出議案第 43 号)
 - ③二宮町手数料条例の一部を改正する条例(町長提出議案第 45 号)
4. 出席者 小笠原委員長、野地副委員長、根岸委員、前田委員、二宮委員、露木委員
渡辺委員、添田議長
- 執行者側 ①町長、副町長、町民生活部長、生活環境課長、環境政策班長
②町長、副町長、健康福祉部長兼子育て担当部長、子ども育成課
長、子育て支援班長
③町長、副町長、町民生活部長、町民課長、戸籍住民班長
- 傍聴議員 6 名
- 一般傍聴者 0 名

5. 経 過

①二宮町ウッドチップセンター設置条例の制定について(町長提出議案第 42 号)

<補足説明>

町民生活部長

剪定枝資源化施設の名称については、皆様に親しまれる施設となるよう、平塚市、大磯町からの意見もいただきながら、町ホームページで意見募集を行った。その結果、小学生でも分かりやすい名称である「二宮町ウッドチップセンター」とさせていただいた。

<質疑>

渡辺

こうした設置条例には、施行規則は付かないのか。施設の詳細についてはどのような形で決めていくのか。

環境政策班長

設置条例第 3 条の中に「委任」ということで、今回の施設については、住民が直接利用する施設ではなく、ごみの持込みはない施設であり、施行規則については特段定めていない。施設の運営、やり方については運営事業者に

委託しているので、そちらの実施計画という形で定めていきながら、毎年度確認をしていく。

渡辺 運用自体が、事業者に委託されるということか。その事業者の活動に縛りというか監視についてはどのようになっているか。

環境政策班長 運営事業者の監視については、まず事業の進め方だが、PFI的手法ということで、DBO（デザインビルドオペレート）事業になっている。工事・運営を一括して発注するというので、民間事業者の技術力とノウハウを生かして進めており、事業者の募集にあたっては、公設公営とは異なり、ある一定の条件を示した中での性能発注という形になっている。今回の運営事業者については、特別目的会社ということで、この施設の運営だけを目的とした会社を設立させている。この事業者に委託を行って運営をしていく。事業者には性能の条件を示し、それに見合った条件でできているのかについては、今後の運営段階で、運営のモニタリングということで、これも専門性が強いので、コンサルもしくは弁護士を含め、委託をやっていきながら、町の職員に関しても管理など、定期的に状況を確認しながら運営管理を行っていく。

渡辺 すると会社の幹部に町の誰かが関与するのか。やはりきちんと見ていかないと、契約の内容にもよると思うが、最初は良くても、時間が経つことによって、だんだん外れてくるのではないかという心配がある。そのへんの保証体制はどうなっているのか。

環境政策班長 特別目的会社の幹部については、町の職員は入らない。あくまで事業者の中で出資をして設立する形になっている。保証というより性能の関係だが、受け入れたものを処理するというので、環境の保全という形で、分析や各基準の関係について遵守するという内容となっている。町の施設で、町が直営でやらずに委託をするという形になるので、今後町が投げっぱなしになってしまうことはなく、神奈川県の入立検査も定期的に行うこととなるので、きちんとした形での運営になる。

露木 隣が給食センターなので、環境の変化とか影響は。定期的に入るということで、町の方もしっかりみてほしい。

環境政策班長 隣が給食センターということで、作業は建物の中で行う。建物の中については、破碎機で、木を破碎した時に出る木の粉についても集塵をして吸引する、集塵してきれいになったものを外部に出していくということである。臭いについては、消臭剤の噴霧での対応となる。車両の出入りについても、高速シートシャッターということで、外気と触れる時間が短くなるよう対策をとる。環境分析についても定期的に行っていく。交通量については、平塚・大磯・二宮の車両は、1日最大で25台の車両が入ってくる。搬出については、利活用ということでチップを搬出するが、大型車両が1日最大で10トン車2台で出ていくということである。児童等への対応ということで、二宮高校の前から平塚・大磯・二宮の車両が入ってくるが、すぐに工業団地内に入るように、ルートも指定という形で、周知していきながら、できるだけ危なくないように、施設の出入りのところに出庫注意とパトランプが回ったり、ブザ

一を付けるということで問題がないように進めている。

露木 先ほど消臭剤という話が出たが、臭いは結構出るのか。

環境政策班長 自然の木を破砕するので、自然の木の匂いはする。これはあくまでチップ化までの施設となっているので、たい肥化、発酵などはさせないため、発酵臭のような強い臭いはない。万が一を考えて消臭剤による措置も考えるということである。

野地 先ほど、規則は特に定めないと。運用基準については、特別目的会社と進めていくということだが、各委員から出た質問は、町民にとって気になるところだと思う。ある程度基準もできているものと感じているが、実際にいつから搬入・搬出が始まって、運用基準はいつ定まって、いつ我々にオープンになるのか。

環境政策班長 搬入・搬出については本稼働が10月1日からとなるので、この日以降、平塚・大磯・二宮の車両は搬入を始める。運営基準については、運営事業者からすでに提出されている。それについて、ホームページで公表する予定はないが、要望があれば、どのようなものかお示しできる。

野地 搬入で最大25台、これが2トン車なのか10トン車なのかの回答はなかったが、そのへんを懸念する町民は多い。質問があったら、その都度提示するという姿勢だということではよろしいか。

環境政策班長 詳細事項については、広くホームページで公表することは考えていない。本事業を進める工事にあたっては、工事車両とか、できあがった後の車両の出入りもあるので、通学路に関係してくる一色小学校、二宮中学校、それに二宮高校については、こちらから出向き、施設の概要とか、工事・ルートの関係とかについて、こちらも注意していくといった説明をさせていただいた。

野地 一色小学校などに説明という話があったが、近隣住民も非常に気になる部分である。詳細云々というと大変なことになってしまうが、どういうルートで、どういう車が入ってくるか、こういうことになりますよといったことくらいは周知していただきたい。ホームページ上においても、もしくは地区長、町民の方に対して、最低限の情報、何かあったら連絡をできるといった周知をすべきと思うがどうか。

町民生活部長 基本的な部分については作成して、ホームページ等で周知していく。

根岸 高速シートシャッターという話があったが、夏季などは暑いと思うが、職場環境への配慮はどうなっているのか。10月1日から本稼働ということで、試運転の状況はどうか。
竣工式だが、平塚・大磯・県を招待するのか。

環境政策班長 職場環境について、計量室は冷暖房設備がある。建物内は必要に応じてス

ポットクレーンなど対応できる。試運転の状況は、現在、二宮・大磯の剪定枝を搬入し、試運転・調整を行いながら、性能の確認をしているところである。竣工式には、1市2町と県にご案内を出している。

根岸

特別目的会社への委託の内容が、そのまま計画書によって確認ということは、私たちが見るのは結構後になってしまう。私が聞いたところでは、会社の儲けがでないと自治体からの持ち出しが出てしまう可能性がある。ということならば、試運転の状況で、会社との契約を事前にきちんと確認すべきであると思うがどうか。搬入量であるとか、会社がチップを売れる先、収入、試運転の状況から見えるものは、きちんと計算できているのか。

環境政策班長

S P Cには委託料の支払いということになる。委託料の中に、施設を動かす人件費であるとか、電気料、利活用先の収入、利活用先は2つ想定しているが、1つはたい肥化については処理費用を払うという形になっているので、利活用先の費用を含めた中での委託費の支払いになってくるので、それが高値で売れる、売れないということによって、委託料を支払わなくて済むということはない。人件費もかかる中で、固定費が高い設定となっている。チップの利活用先の販売先についても、生木で、材料に関しては、商品価値はあまり高くない。委託料を相殺できるような収入は見込めていない。現在、試運転の中で調整しているが、想定しているのが、約9割が発電、1割がたい肥ということで、入ってくるものでぶれもあるので、調整しながら試運転を進めている。

生活環境課長

発電燃料の場合には、有償で売却という形になる。施設の試運転については、廃掃法による許可権者である県は、広域処理を含めて、剪定枝資源化施設を設置することが先進的事例であるということを含めながら、確認していただいている。その中では、大きな指摘はいただけていないので、今後は1市2町の中で、剪定枝資源化と分別を促進して、より多くの量を資源化できるように、継続して努力していかなければならないと考えている。現在、試運転上は大きな問題はなく進んでいる。

委員長

①ネーミングの応募件数、②臭いの話が出ていたが、音はどうか。

環境政策班長

①住民からの意見募集については1名からご意見をいただいた。②現在、試運転の中で確認しているが、速報だが、基準が70デシベルのところ、60ないし65という低い数値で、これから調整しながら、正確な数値を把握していくが、これまでのところ問題はない。

二宮

施設を取り巻く環境ということで、周辺道路はとても変則的だが、狭い部分について何か改良する予定があるのか。

町民生活部長

細い道は使わず、太い道路のみ使用する。

休憩 12時08分

(傍聴議員の質疑：一石議員、柳川議員)

再開 12時10分

<討論>

なし

<採決>

委員長

議案第42号を採決する。議案42号を原案の通り、可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第42号は可決された。以上で議案第42号の審査を終了とする。

休憩 12時11分

再開 13時10分

②二宮町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の制定について(町長提出議案第43号)

<補足説明>

なし

<質疑>

露木

提案理由に、ひとり親家庭等の福祉の増進を図るにあたり、要綱であったものを条例にするという理由を、内容は同じだと思うが教えてほしい。

子育て支援班長

要綱から条例化する理由は、ひとり親家庭への医療費の助成については、現在要綱により運用しているが、医療費助成の申請にあたり、所得確認の必要がある。このため、今回個人番号を利用することによって、住民の利便性を図る。ひとり親医療費の助成事務の個人番号の利用については、番号法上は要綱でも可能とされているところであるが、独自利用の事務条例に合わせて、医療費事務の根拠として条例化したものである。

二宮

福祉の増進ということで、ご本人たちに利点はあるのか。

子ども育成課長

ひとり親家庭の医療費助成によって福祉の増進を図るということで、これは個人番号法との関係で、福祉の増進ということではなく、あくまでひとり親家庭の医療費の助成という観点からである。

野地

条例化するという理由は分かった。以前からこの事業については、二宮町として行っている事業であって、今回条例化するにあたり、実施の内容について変更が起こるかということと、1,400万、1,500万のお金が動くということで、これも県の補助金が入っているということで、そのへんのバランスも踏まえて、何か実質変わるということのはあるのか。

- 子育て支援班長 医療費助成事務の内容については変更はない。
- 野地 あと、照会手続きについて、午前中（の審査内容）と重なってくる部分もあるが、子育て支援の中で医療費の助成をするということで、所得の確認の照会をセンターの方にしていくことになると思う。パソコンにつながっているとかないとかいう話もあったが、これは全職員のパソコンから照会のところへすぐ行けるものなのか、パソコンは限定されているものなのか。
- 子ども育成課長 システムをどのパソコンに入れるかということで、これからまだ議論しなければいけないところであるが、基本的にはそれを担当する者が必要最小限の範囲で見られるようになるだろうと思っているが、今後、どういう配置になるかは、町全体の中で考えていかなければならない。
- 渡辺 今、従来の事業と変わらないという説明をいただいたが、小児医療費の受給の方もあって、実質的にはこの事業でカバーされているのは、中学校を卒業してから高校卒業までということになるのか。
- 子育て支援班長 助成の対象だが、基本的にひとり親家庭の父、母、養育者の方たちが扶養する18歳に達するまでの年度末までを対象に一部助成する。
- 子ども育成課長 補足だが、小児医療とひとり親家庭医療とあるが、小児医療よりもひとり親医療が優先される。ひとり親家庭の場合は0歳から18歳までひとり親医療。小児医療はひとり親医療とか、その他障害者医療もあるが、それに該当しない方は中学3年生までということになる。
- 渡辺 すると、ひとり親の事業が優先されると。両方、所得制限がかかると思うが、所得制限のレベル、金額は、両制度とも同じになるのか。どちらかが安いとか高いとかあるのか。
- 子育て支援班長 小児医療は児童手当の所得制限を適用させている。ひとり親家庭医療は児童扶養手当の所得制限を適用させている。小児医療の方が所得制限は高い。
- 渡辺 よりひとり親の方がカバーが広いということで理解した。
- 根岸 虐待とかDVのケースが気になる。当事者のところに、ちょっと間違っただけで情報が行くとか、マイナンバー制度ができることによって使いづらくなるとか、虐待とかDVのお子さんたちに対する、ケースでは持っていると思うので、もっと対応策とか検討しているのか。
- 子ども育成課長 虐待、DVの場合、配偶者に住所を知らせず、そのまま身体だけで逃げてくるというケースは実際ある。そのような訴えがあれば、情報は一切出さないという対応をしているし、マイナンバー制度ができてもしそれは変わらない。
- 委員長 情報が漏れた時の対応はという話だったと思うが。

根岸 マイナンバーの通知が、詳細がよく分からないが、DVの父に分かるようになってしまったりとか、そういうケースも心配されるといった記事も読んだので、この課でないというなら、その担当課と情報共有できているのか。心配のない対応ができているのか。

子ども育成課長 通知の話もあったが、私の方では詳しいことまで分かっていない。虐待、DVというのは以前から被害者救済ということを最重点にやっている事業なので、そのへんはじゅうぶん考慮しているので、心配はないだろうと考えている。

休憩 13時20分
(傍聴議員の質疑：二見議員)
再開 13時23分

<討論>

なし

<採決>

委員長 議案第43号を採決する。議案第43号を原案の通り、可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

委員長 挙手全員である。よって議案第43号は可決された。以上で議案第43号の審査を終了とする。暫時休憩とする。

休憩 13時24分
再開 13時25分

③二宮町手数料条例の一部を改正する条例(町長提出議案第45号)

<補足説明>

なし

<質疑>

渡辺 確認だが、個人番号カードの最初の発行は無料であって、再発行のみに必要だという理解で良いか。あと、実際には発行というのはどこが行うのか。役場内で行うのか、外部に発注するのか。どこで実際にこの作業を行うのか。これはどのくらいの見込みをされているのか。個人番号カードの発行は任意であるということを知っているとお願いをされていて、パブリックコメントでも周知するということになっているが、どのように周知するのか教えていただきたい。あと、住所と居所が違うということで、ホームページで住民票があるところに連絡をするような形で知らされていたと思うが、この実際の進捗状況はどうか。やはり先ほどもDVの件が出たが、シリアスな問題なので、どの程度把握されているか教えてほしい。

戸籍住民班長

当初のものは国の補助の対象になるので、かからないが、再発行のところからお金がかかってくる。手数料がかかってくる。カードの発行は任意かというところだが、最初に来る通知カードは、全家庭に簡易書留で送付される。その後の個人番号カードというのがあって、そちらが任意でということで、写真つきになるので身分証明として使える。そちらは通知カードと一緒に申込書が付いているので、そちらで申込みをしていただくようになる。発行場所だが、市町村が発行ということになっているが、全国的に機構の方に委託して発行されるということである。

(「機構の名は」との声あり)

機構名は「地方公共団体情報システム機構」である。ここから送られてくるのだが、そちらの方に個人番号カードを申し込んでいただいて、そちらから市町村の方に送られてくる。届いているので、受け取りに来て下さいという通知を各家庭に送付し、随時来ていただくことになる。周知は、広報、お知らせ版、ホームページ等で行っている。あとポスターなども貼っている。あと、住民票はあるが、別の市町村に居住している、DVや独居で長期入院者や入所者、あと大震災によって避難している人に対して、また特別な理由のある方は、8月24日から9月25日までの期間、住民票のある所で届出させていただくと、現在の居住地に送付されることになる。24日の開始以降、届出は現在のところ2件。明日は平塚保健福祉事務所の方が、ケース対応の方の相談に見える。問合せは何件か入っている。

町民課長

カードの再発行にかかる経費は、国の方から再発行の相当経費として基準額の通知が来ていて、個人カードについては800円、これが経費相当額ということで、通知カードについては500円。これが再発行にかかる経費ということである。

渡辺

まずコストの面で、町民から受け取ったものがそのまま機構に行くということで理解した。モノそのものについてはプラマイゼロだが、事務経費についてはそこに乗ってくるという理解でよいか。住民票のある所に連絡を取るということだが、2週間たった時点で2件。データそのものは比較するのが難しいと思うが、進んでいるという感触を持っているか。つまり、本当はもっとそのような事例があるのに、この件数にとどまっているという感触なのか。そのあたりを今後どうするのか。あと、個人番号カードのメリット・デメリットが周知されておらず、ただということになると、デメリットをあまり考えずに申し込まれる方も増えるのではないかと心配しているが、皆さんの理解度がどのへんまで進んでいるのか。

戸籍住民班長

最初の、住民票を動かさない方への対応だが、当初、二宮には対象者はいないのでないかと考えていた。住民基本台帳事務における支援措置を受けている方は、皆さん住民票を移しておられる方なので、担当課に後で詳細を聞いたところ、シェルターに避難中の方がいるとか、知らせないでほしいという方もいるので、関係者・担当課へは確認を取っている。2件のうち1件

はその方だが、もう一人は特別の理由でということで、詳細は他市町村の窓口で相談をされてのことである。住民票は移さず、身体だけ動いている方もいると思うので、25日まで待って、事務処理をしていきたい。カードのメリット・デメリットだが、使いたいという方は、身分証明として使いたいという方であると思う。二宮町は高齢の方が多く、免許証を持たない方も多いと思う。あと勤務の関係で、そこから先に作って下さいということもある。デメリットをどう考えるかについては、聞かれた時にはこういうことがあるといった話はしていく。

露木 番号を失くした場合の再発行ということだが、紛失ということで、番号そのものが変わるという意味ではないということの確認をしたい。あと、番号が紛失だけでなく流出したと考えられる場合に、番号が変わったときには無料でも、変わった番号で再発行の場合はこのような形になるのか。

戸籍住民班長 紛失して悪用されるかもしれないといった場合、番号が変わって、再発行時には手数料をいただくということである。

露木 紛失はしたが、番号を変えたくない場合はどうするのか。

戸籍住民班長 それも可能ではあると思う。一番心配なのが、その番号を他で使用されるということである。だが、家の中を探せば見つかるといったケースも考えられるので、紛失についてはよく話を聴いてケースバイケースで対応していく。

露木 源泉徴収票にも表記しなければならないとなってくるわけだが、すでに前の番号があちこちで使われていても、再発行の手続きをすれば、いつでも番号を変えられるということか。

戸籍住民班長 そうなると番号の意味がない。関係する情報に関する番号もすべて取り換えになる。

町民課長 最初に交付された番号を使用し続けるのが原則である。紛失によって番号が悪用される恐れがある場合にのみ、番号の変更があるということでご理解いただきたい。

休憩 13時41分

(傍聴議員の質疑：柳川議員、善波議員)

再開 13時46分

<討論>

渡辺

反対の立場で討論する。この手数料条例は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を施行するためのものと理解している。個人情報カードについては、今後様々な個人情報が盛り込まれる可能性があることを認識しており、これが事実上スタンダードになっていくことには、プライバシー保護の観点からもゆゆしき事態であると考えている。この法律はマイナンバー制度と言われているが、自分で番号を選べるわけではな

いので、マイナンバーとは言い難い。次の理由から、二宮町に導入することには反対する。①政府の説明でも、町の今日の論議でも、個人情報の流出を防ぐ方法についてまだ納得がいかない。年金機構の流出問題が、組織的な問題であることが浮き彫りになったので、このシステムでの情報流出が担保されているとは言えない。②行政のコスト減ということを考えているが、巨大なシステムで、巨大なハコモノとなるので、システムのウエイトは、町でも国でも常時欠かせないものになる可能性があるということで、そのコストに見合うだけの削減効果がさほど大きくないと見受けられる。また、個人の利便性をうたっているが、どれだけの人が役場に出向いて手続きをするのかを考えると、まだリスクが非常に大きいと思う。

<採決>

委員長

これをもって、討論を終結する。議案第 45 号を採決する。議案 45 号を原案の通り、可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)…4 対 2

賛成：野地・根岸・前田・二宮 各委員

反対：渡辺・露木 各委員

挙手多数である。よって議案第 45 号は可決された。以上で議案第 45 号の審査を終了とする。

13 時 50 分 閉会